

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、業績および今後の経営環境等を勘案し、グループの事業展開のための基盤強化を図りつつ、配当を基本として株主還元の充実に努める方針としております。

当年度の期末配当につきましては、この方針のもと、諸般の事情を総合的に勘案し、1株につき57円50銭とさせていただきたいと存じます。中間配当として1株につき52円50銭お支払しておりますので、当年度の年間配当は1株につき110円となります。これは、前年度の年間配当である1株につき95円に比べ、15円の増配となります。

#### 1. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金57円50銭 総額43,394,364,098円

#### 2. 剰余金の配当が効力を生ずる日

2016年6月28日

### 第2号議案 取締役12名選任の件

本定時株主総会終結と同時に、取締役10名全員が任期満了となります。つきましては、取締役会の機能強化を図るため2名を増員し、取締役12名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号

1

再任



すみ

隅

生年月日

しゅう

修

1947年7月11日

ぞう

三

## 略歴、地位および担当

1970年4月 東京海上火災保険株式会社入社  
 2000年6月 同社取締役海外本部ロンドン首席駐在員  
 2002年6月 同社常務取締役  
 2004年10月 東京海上日動火災保険株式会社常務取締役  
 2005年6月 同社専務取締役  
 2007年6月 同社取締役社長  
 2007年6月 当社取締役社長  
 2013年6月 東京海上日動火災保険株式会社取締役会長  
 2013年6月 当社取締役会長(現職)  
 2016年4月 東京海上日動火災保険株式会社相談役(現職)

## 重要な兼職の状況

東京海上日動火災保険株式会社相談役  
 株式会社三菱東京UFJ銀行取締役(社外取締役)  
 株式会社豊田自動織機取締役(社外取締役)  
 公益社団法人経済同友会副代表幹事

## ■ 取締役候補者とした理由

隅 修三氏を取締役候補者とした理由は、東京海上火災保険株式会社入社以来、主に商品企画業務や国内保険営業に従事し、同社取締役ロンドン首席駐在員等を経て、当社取締役社長および取締役会長を歴任するなどの豊富な経験と実績を活かして、取締役会の構成員として、重要な業務執行の決定および他の取締役の職務の執行の監督に十分な役割を果たすことを期待するためであります。

- (注) 1. 隅 修三氏の所有する当社の株式の数は、25,005株であります。  
 2. 同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

候補者番号

2

再任



なが

の

つよし

永

野

毅

生年月日

1952年11月9日

#### 略歴、地位および担当

1975年4月 東京海上火災保険株式会社入社  
2003年6月 同社執行役員東海本部名古屋営業第三部長  
2004年10月 東京海上日動火災保険株式会社執行役員名古屋営業第三部長  
2006年6月 同社常務執行役員  
2008年6月 同社常務取締役経営企画部長  
2008年6月 当社取締役  
2009年6月 当社取締役退任  
2010年6月 東京海上日動火災保険株式会社専務取締役  
2011年6月 当社専務取締役  
2012年2月 当社専務取締役海外事業企画部長  
2012年6月 東京海上日動火災保険株式会社取締役副社長  
2012年6月 当社取締役副社長海外事業企画部長  
2013年6月 東京海上日動火災保険株式会社取締役社長  
2013年6月 当社取締役社長(現職)  
2016年4月 東京海上日動火災保険株式会社取締役会長(現職)

<担当>

グループCEO

#### 重要な兼職の状況

東京海上日動火災保険株式会社取締役会長

#### ■ 取締役候補者とした理由

永野 毅氏を取締役候補者とした理由は、東京海上火災保険株式会社入社以来、主に国内外の保険営業や経営企画、商品企画業務に従事し、同社取締役社長を経て、現在ではグループCEOとして東京海上グループ全般の経営の指揮を執るなどの豊富な経験と実績を活かして、取締役会の構成員として、重要な業務執行の決定および他の取締役の職務の執行の監督に十分な役割を果たすことを期待するためであります。

- (注) 1. 永野 毅氏の所有する当社の株式の数は、20,200株であります。  
2. 同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

候補者番号

3

再任



いし い いち ろう  
石 井 一 郎

生年月日

1955年6月15日

## 略歴、地位および担当

1978年4月 東京海上火災保険株式会社入社  
 2010年6月 当社執行役員海外事業企画部部長  
 2011年6月 当社執行役員海外事業企画部部長  
 2012年2月 当社執行役員海外事業企画部部長  
 2013年6月 東京海上日動火災保険株式会社常務執行役員  
 2013年6月 当社常務執行役員  
 2013年12月 東京海上日動火災保険株式会社常務執行役員退任  
 2015年4月 当社専務執行役員  
 2015年6月 東京海上日動火災保険株式会社専務取締役(現職)  
 2015年6月 当社専務取締役(現職)

&lt;担当&gt;

海外事業総括

海外事業企画部(北米(HCC社)、アジア(中国、東アジアを除く)、オセアニア)

## 重要な兼職の状況

東京海上日動火災保険株式会社専務取締役

## ■ 取締役候補者とした理由

石井一郎氏を取締役候補者とした理由は、東京海上火災保険株式会社入社以来、商品企画業務や米国、アジアをはじめとした海外保険事業に従事した後、同社および当社の専務取締役として海外事業を総括するなどの豊富なグローバル経験と実績を活かして、取締役会の構成員として、重要な業務執行の決定および他の取締役の職務の執行の監督に十分な役割を果たすことを期待するためであります。

- (注) 1. 石井一郎氏の所有する当社の株式の数は、7,100株であります。  
 2. 同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

候補者番号

4

再任



ふじ た ひろ かず  
**藤田裕一**

生年月日

1956年5月12日

#### 略歴、地位および担当

1980年4月 東京海上火災保険株式会社入社  
2011年6月 東京海上日動火災保険株式会社執行役員経理部長  
2011年6月 当社執行役員経理部長  
2012年6月 東京海上日動火災保険株式会社常務取締役経理部長  
2012年6月 当社常務取締役経理部長  
2013年7月 東京海上日動火災保険株式会社常務取締役(現職)  
2013年7月 当社常務取締役(現職)

<担当>

グループ資産運用総括  
財務企画部、経理部

#### 重要な兼職の状況

東京海上日動火災保険株式会社常務取締役

#### ■ 取締役候補者とした理由

藤田裕一氏を取締役候補者とした理由は、東京海上火災保険株式会社入社以来、主に経理業務に従事した後、同社および当社の常務取締役として経理、財務企画を担当するなどの豊富な経験と実績を活かして、取締役会の構成員として、重要な業務執行の決定および他の取締役の職務の執行の監督に十分な役割を果たすことを期待するためであります。

- (注) 1. 藤田裕一氏の所有する当社の株式の数は、10,950株であります。  
2. 同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

候補者番号

5

再任



ゆ あさ たか ゆき  
湯 浅 隆 行

生年月日

1958年5月5日

略歴、地位および担当

1981年4月 東京海上火災保険株式会社入社  
 2012年6月 東京海上日動フィナンシャル生命保険株式会社取締役社長  
 2014年9月 同社取締役社長退任  
 2014年10月 当社常務執行役員  
 2015年6月 東京海上日動火災保険株式会社常務取締役(現職)  
 2015年6月 当社常務取締役(現職)

<担当>

グループリスク管理総括  
 リスク管理部、法務部、内部統制部、監査部

重要な兼職の状況

東京海上日動火災保険株式会社常務取締役

■ 取締役候補者とした理由

湯浅隆行氏を取締役候補者とした理由は、東京海上火災保険株式会社入社以来、経営企画、財務、経理業務および国内生損保事業に従事した後、同社および当社の常務取締役としてリスク管理部門を総括するなどの豊富な経験と実績を活かして、取締役会の構成員として、重要な業務執行の決定および他の取締役の職務の執行の監督に十分な役割を果たすことを期待するためであります。

- (注) 1. 湯浅隆行氏の所有する当社の株式の数は、9,400株であります。  
 2. 同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

候補者番号

6

再任



ひろ せ しん いち  
広 瀬 伸 一

生年月日

1959年12月7日

#### 略歴、地位および担当

1982年 4 月 東京海上火災保険株式会社入社  
2013年 6 月 東京海上日動あんしん生命保険株式会社常務取締役  
2014年 4 月 同社取締役社長(現職)  
2014年 6 月 当社取締役(現職)

#### 重要な兼職の状況

東京海上日動あんしん生命保険株式会社取締役社長

#### ■ 取締役候補者とした理由

広瀬伸一氏を取締役候補者とした理由は、東京海上火災保険株式会社入社以来、主に商品企画、営業企画業務や国内生損保事業に従事し、現在では東京海上日動あんしん生命保険株式会社の取締役社長として経営の指揮を執るなどの豊富な経験と実績を活かして、取締役会の構成員として、重要な業務執行の決定および他の取締役の職務の執行の監督に十分な役割を果たすことを期待するためであります。

- (注) 1. 広瀬伸一氏の所有する当社の株式の数は、6,475株であります。  
2. 同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

候補者番号

7

再任

独立役員



み むら あき お  
三村 明夫

生年月日

1940年11月2日

## 略歴、地位および担当

1963年4月 富士製鐵株式会社入社  
 1993年6月 新日本製鐵株式会社取締役  
 1997年4月 同社常務取締役  
 2000年4月 同社代表取締役副社長  
 2003年4月 同社代表取締役社長  
 2008年4月 同社代表取締役会長  
 2010年6月 当社取締役(社外取締役、現職)  
 2012年10月 新日鐵住金株式会社取締役相談役  
 2013年6月 同社相談役  
 2013年11月 同社相談役名誉会長(現職)

## 重要な兼職の状況

新日鐵住金株式会社相談役名誉会長  
 日本郵政株式会社取締役(社外取締役)  
 株式会社日本政策投資銀行取締役(社外取締役)  
 株式会社産業革新機構取締役(社外取締役)  
 株式会社日清製粉グループ本社取締役(社外取締役)  
 日本商工会議所会頭  
 東京商工会議所会頭

## ■ 社外取締役候補者とした理由

三村明夫氏は、社外取締役候補者であります。

同氏を社外取締役候補者とした理由は、長年の企業経営を通じて培われた経営の専門家としての同氏の見識に基づき、当社取締役会に貴重な提言をいただくとともに、適切な監督機能を果たしていただくことを期待するためであります。

## ■ 独立性について

1. 三村明夫氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしています。
2. 同氏は、16頁に記載の社外役員の独立性判断基準を満たしています。

## ■ 主な活動状況

1. 三村明夫氏は、当年度に開催した12回の取締役会のうち11回に出席しました。
2. 同氏は、長年の企業経営を通じて培われた経営の専門家としての見識に基づき、取締役会において、質問、提言等を行うことにより、監督機能を果たしています。

(注) 1. 三村明夫氏の所有する当社の株式の数は、4,800株であります。

2. 同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
3. 同氏の当社社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって6年となります。
4. 当社は、現在、会社法第427条第1項の規定に基づき、同氏と会社法第423条第1項の責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任限度額は、金1,000万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額となります。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との当該責任限定契約を継続する予定であります。



候補者番号

8

再任

独立役員



さ さ き み き お  
佐々木 幹 夫

生年月日

1937年10月8日

#### 略歴、地位および担当

1960年 4 月 三菱商事株式会社入社  
1992年 6 月 同社取締役  
1994年 6 月 同社常務取締役  
1998年 4 月 同社取締役社長  
2004年 4 月 同社取締役会長  
2010年 6 月 同社取締役相談役  
2011年 6 月 同社相談役  
2011年 6 月 当社取締役(社外取締役、現職)  
2016年 4 月 三菱商事株式会社特別顧問(現職)

#### 重要な兼職の状況

三菱商事株式会社特別顧問  
株式会社三菱総合研究所取締役(社外取締役)

#### ■ 社外取締役候補者とした理由

佐々木幹夫氏は、社外取締役候補者であります。  
同氏を社外取締役候補者とした理由は、長年の企業経営を通じて培われた経営の専門家としての同氏の見識に基づき、当社取締役会に貴重な提言をいただくとともに、適切な監督機能を果たしていただくことを期待するためであります。

#### ■ 独立性について

1. 佐々木幹夫氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしています。
2. 同氏は、16頁に記載の社外役員の独立性判断基準を満たしています。

#### ■ 主な活動状況

1. 佐々木幹夫氏は、当年度に開催した12回の取締役会の全てに出席しました。
2. 同氏は、長年の企業経営を通じて培われた経営の専門家としての見識に基づき、取締役会において、質問、提言等を行うことにより、監督機能を果たしています。

- (注)
1. 佐々木幹夫氏の所有する当社の株式の数は、1,900株であります。
  2. 同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
  3. 同氏の当社社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって5年となります。
  4. 当社は、現在、会社法第427条第1項の規定に基づき、同氏と会社法第423条第1項の責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任限度額は、金1,000万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額となります。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との当該責任限定契約を継続する予定であります。
  5. 同氏が社外取締役として在任している三菱電機株式会社は、同氏の在任中である2012年1月から3月に、防衛省、総務省等との電子システム事業に係る契約において、費用の過大計上や不適切な請求を行っていたことを理由として、指名停止または競争参加資格停止の措置を受けました。同氏は、事前には、当該事実を認識しておりませんでした。日頃から取締役会等において法令遵守の視点に立ち注意を喚起しております。事後には、取締役会等において全容説明および原因究明のための徹底した調査に加えて、再発防止に向けたさらなるコンプライアンス体制の強化等を指示しました。また、同氏が社外取締役として在任している三菱自動車工業株式会社は、同氏の在任中である2012年3月に、PCB(ポリ塩化ビフェニル)が含まれている可能性のある絶縁油を使用した機器について環境関係法令が定めるPCB廃棄物の適正な処理を行っておりませんでした。また、同氏は、同氏の在任中である2016年4月以降に、車両の型式認証取得に関して、燃費を実際よりも良く見せるための不正な操作を行っていたことおよび国内法規で定められたものと異なる試験方法をとっていたこと等が判明しました。同氏は、事前には、当該事実を認識しておりませんでした。日頃から取締役会において法令遵守の視点に立ち注意を喚起しております。事後には、当該事実についての徹底した調査および再発防止を指示しました。
  6. 同氏は、三菱電機株式会社および三菱自動車工業株式会社それぞれにおいて、2016年6月開催の定時株主総会終結の時をもって社外取締役を退任する予定であります。

候補者番号

9

再任

独立役員

え がわ まさ こ  
江川 雅子

生年月日

1956年9月7日

## 略歴、地位および担当

1980年4月 シティバンク、エヌ・エイ東京支店入社  
 1986年9月 ソロモン・ブラザーズ・インクニューヨーク本店入社  
 1988年6月 ソロモン・ブラザーズ・アジア証券会社東京支店入社  
 1993年12月 エス・ジー・ウォーバーグ証券会社東京支店入社  
 2001年11月 ハーバード・ビジネス・スクール日本リサーチ・センター長  
 2009年4月 国立大学法人東京大学理事  
 2015年3月 同法人理事退任  
 2015年6月 当社取締役(社外取締役、現職)  
 2015年9月 一橋大学大学院商学研究科教授(現職)

## 重要な兼職の状況

一橋大学大学院商学研究科教授  
 三井不動産株式会社取締役(社外取締役)  
 旭硝子株式会社取締役(社外取締役)

## ■ 社外取締役候補者とした理由

江川雅子氏は、社外取締役候補者であります。

同氏を社外取締役候補者とした理由は、長年の金融機関での実務経験、コーポレートガバナンスに関する研究活動および国立大学法人東京大学における役員としての経験を通じて培われた企業経営等に関する同氏の見識に基づき、当社取締役会に貴重な提言をいただくとともに、適切な監督機能を果たしていただくことを期待するためであります。なお、同氏は、社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、当社は、上記の理由により同氏が社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。

## ■ 独立性について

1. 江川雅子氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしています。
2. 同氏は、16頁に記載の社外役員の独立性判断基準を満たしています。

## ■ 主な活動状況

1. 江川雅子氏は、同氏の取締役就任後、当年度に開催した10回の取締役会の全てに出席しました。
2. 同氏は、長年の金融機関での実務経験、コーポレートガバナンスに関する研究活動および国立大学法人東京大学における役員としての経験を通じて培われた企業経営等に関する見識に基づき、取締役会において、質問、提言等を行うことにより、監督機能を果たしています。

(注) 1. 江川雅子氏の所有する当社の株式の数は、300株であります。

2. 同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
3. 同氏の当社社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって1年となります。
4. 当社は、現在、会社法第427条第1項の規定に基づき、同氏と会社法第423条第1項の責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任限度額は、金1,000万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額となります。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との当該責任限定契約を継続する予定であります。

候補者番号

10

新任



きた ざわ とし ふみ  
**北 沢 利 文**

生年月日

1953年11月18日

#### 略歴、地位および担当

1977年 4 月 東京海上火災保険株式会社入社  
2008年 6 月 東京海上日動あんしん生命保険株式会社常務取締役企画部長  
2009年 6 月 同社専務取締役企画部長  
2009年 7 月 同社専務取締役  
2010年 6 月 同社取締役社長  
2010年 6 月 当社取締役  
2014年 3 月 東京海上日動あんしん生命保険株式会社取締役社長退任  
2014年 4 月 東京海上日動火災保険株式会社取締役副社長  
2014年 6 月 当社副社長執行役員  
2016年 3 月 当社副社長執行役員退任  
2016年 4 月 東京海上日動火災保険株式会社取締役社長(現職)

#### 重要な兼職の状況

東京海上日動火災保険株式会社取締役社長

#### ■ 取締役候補者とした理由

北沢利文氏を取締役候補者とした理由は、東京海上火災保険株式会社入社以来、主に商品企画や国内保険営業、グループ会社経営に従事した後、東京海上日動あんしん生命保険株式会社の取締役社長を経て、現在では東京海上日動火災保険株式会社の取締役社長として同社の経営の指揮を執るなどの豊富な経験と実績を活かして、取締役会の構成員として、重要な業務執行の決定および他の取締役の職務の執行の監督に十分な役割を果たすことを期待するためであります。

- (注) 1. 北沢利文氏の所有する当社の株式の数は、31,150株であります。  
2. 同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

候補者番号

11

新任



ふじ い くに ひこ  
**藤 井 邦 彦**

生年月日

1955年6月18日

## 略歴、地位および担当

1978年4月 東京海上火災保険株式会社入社  
 2009年6月 当社執行役員海外事業企画部部长  
 2012年6月 当社常務執行役員  
 2014年6月 東京海上日動火災保険株式会社常務取締役  
 2014年6月 当社常務取締役  
 2015年4月 当社専務取締役  
 2015年4月 東京海上日動火災保険株式会社専務取締役  
 2015年6月 同社専務取締役退任  
 2015年6月 当社専務執行役員(現職)

&lt;担当&gt;

海外事業企画部(海外事業戦略(M&amp;A、ERM(統合リスク管理)等))

## ■ 取締役候補者とした理由

藤井邦彦氏を取締役候補者とした理由は、東京海上火災保険株式会社入社以来、主に財務企画や海外保険事業に従事した後、当社専務執行役員としてM&Aを中心とした海外事業戦略や海外ERM(統合リスク管理)を担当するなどの豊富なグローバル経験と実績を活かして、取締役会の構成員として、重要な業務執行の決定および他の取締役の職務の執行の監督に十分な役割を果たすことを期待するためであります。

- (注) 1. 藤井邦彦氏の所有する当社の株式の数は、10,400株であります。  
 2. 同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。  
 3. 同氏は、2016年6月開催の東京海上日動火災保険株式会社の定時株主総会日付で当社専務取締役に就任する予定であります。

候補者番号

12

新任

独立役員



ひ ぐち やす ゆき  
樋 口 泰 行

生年月日

1957年11月28日

#### 略歴、地位および担当

1980年 4 月 松下電器産業株式会社入社  
1992年 4 月 株式会社ポストンコンサルティンググループ入社  
1994年 7 月 アップルコンピュータ株式会社入社  
1997年 7 月 コンパックコンピュータ株式会社入社  
2000年10月 同社取締役コンシューマビジネス統括本部長  
2002年11月 日本ヒューレット・パッカード株式会社執行役員  
2003年 5 月 同社代表取締役社長  
2005年 5 月 株式会社ダイエー代表取締役社長  
2007年 3 月 マイクロソフト株式会社代表執行役COO  
2008年 4 月 同社取締役代表執行役社長  
2008年 4 月 マイクロソフトコーポレーションコーポレートバイス  
プレジデント(現職)  
2015年 7 月 日本マイクロソフト株式会社代表執行役会長(現職)

#### 重要な兼職の状況

日本マイクロソフト株式会社代表執行役会長  
マイクロソフトコーポレーションコーポレートバイスプレジデント  
アスクール株式会社取締役(社外取締役)  
株式会社フェイス取締役(社外取締役)

#### ■ 社外取締役候補者とした理由

樋口泰行氏は、社外取締役候補者であります。

同氏を社外取締役候補者とした理由は、長年の企業経営を通じて培われた経営の専門家としての同氏の見識に基づき、当社取締役会に貴重な提言をいただくとともに、適切な監督機能を果たしていただくことを期待するためであります。

#### ■ 独立性について

1. 樋口泰行氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしています。
2. 同氏は、16頁に記載の社外役員の独立性判断基準を満たしています。

(注) 1. 樋口泰行氏は、当社の株式を所有していません。

2. 同氏と当社との間に特別な利害関係はありません。

3. 同氏の選任が承認された場合、当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同氏と会社法第423条第1項の責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく責任限度額は、金1,000万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額となります。

## ご参考

社外役員の独立性判断基準 **別表**

## (東京海上ホールディングス コーポレートガバナンス基本方針第16条)

当社の社外取締役および社外監査役については、以下のいずれにも該当しない場合に、当社からの独立性があると判断する。

- ①当社またはその子会社の業務執行者である者
- ②過去10年間に於いて当社またはその子会社の業務執行者であった者
- ③当社もしくは主なる事業子会社を主なる取引先とする者(直近事業年度における当社または主なる事業子会社との取引額が、その連結売上高の2%以上の者をいう。)またはその業務執行者である者
- ④当社もしくは主なる事業子会社の主なる取引先である者(直近事業年度における当社または主なる事業子会社との取引額が、当社の連結経常収益の2%以上の者をいう。)またはその業務執行者である者
- ⑤当社もしくは主なる事業子会社が、その資金調達において必要不可欠とし、代替性がない程度に依存している金融機関その他の大口債権者またはその業務執行者である者
- ⑥当社または主なる事業子会社から寄付を受けている法人、組合その他の団体であつて、直近事業年度における当該寄付の額が一定額(1,000万円または当該団体の直近事業年度における総収入額の2%のいずれか高い額をいう。)を超えるものの業務執行者である者
- ⑦当社またはその子会社の取締役、監査役または執行役員配偶者または三親等以内の親族である者
- ⑧当社または主なる事業子会社から役員報酬以外に報酬を受けているコンサルタント、会計士、弁護士その他の専門家であつて、直近事業年度における当該報酬の額が一定額(1,000万円または当該専門家が所属する法人、組合その他の団体の直近事業年度における総収入額の2%のいずれか高い額をいう。)を超えるもの
- ⑨直近事業年度末において、当社の総株主の議決権の10%以上の議決権を保有する者またはその業務執行者である者

以上